

## 16 たばこ税及びたばこ特別税

## (1) 課税状況

区 分	課税標準数量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	16,501,740	61,535,897
パ イ プ た ば こ	352	1,335
葉 巻 た ば こ	2,124	8,083
刻 み た ば こ	60	229
か み 用 の 製 造 た ば こ	—	—
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	—	—
<b>税 額 計</b>	—	<b>61,545,546</b>
手 持 品 課 税 額	—	365,954
<b>合 計 税 額</b>	—	<b>61,911,500</b>
控 除 税 額	—	182,701
<b>差 引 税 額</b>	—	<b>61,728,799</b>
加 算 税 { 過 少 申 告	—	—
{ 無 申 告	—	82
課 税 人 員		人 8,710
還 付 金 額		千円 566
納 期 限 延 長 税 額		千円 —

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は  
処理による課税実績である。

## (2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製 造 た ば こ 製 造 場	場 3
{ 原 料 事 務 所	4
{ そ の 他	3
法 定 製 造 場	21
<b>計</b>	<b>31</b>

調査時点：平成16年3月31日